

## 香川県条例第6号

### 香川県流域下水道事業の設置等に関する条例

#### (流域下水道事業の設置等)

第1条 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資するため、流域下水道事業を設置する。

2 流域下水道事業の施設として設置する流域下水道（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第4号に規定する流域下水道をいう。）の名称、処理区及び流域関連公共下水道（同法第6条第4号に規定する流域関連公共下水道をいう。）の処理区域（同法第2条第8号に規定する処理区域をいう。）の存する市町は、次の表のとおりとする。

名 称	処 理 区	流域関連公共下水道の処理区域の存する市町
中讃流域下水道	大東川処理区	丸龜市、坂出市、宇多津町、綾川町
	金倉川処理区	善通寺市、琴平町、多度津町、まんのう町

#### (法の財務規定等の適用)

第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項の規定に基づき、流域下水道事業に同条第2項に規定する財務規定等を適用する。

#### (重要な資産の取得及び処分)

第3条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない流域下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額）が7,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件2万平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

#### (議会の同意を要する賠償責任の免除)

第4条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第8項の規定により流域下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円を超える場合とする。

#### (議会の議決を要する負担付きの寄附又は贈与の受領等)

第5条 法第40条第2項の規定により、地方自治法第96条第1項第9号及び第13号の規定を適用する場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が50万円を超えるとき。
- (2) 法律上県の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が100万円を超えるとき。

#### (業務状況説明書類の作成)

第6条 知事は、流域下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を10月31日までに、10月1日から3月31までの業務の状況を説明する書類を4月30日までに作成しなければならない。

2 前項の書類には、次に掲げる事項を記載し、かつ、10月31日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、4月30日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針を明らかにしなければならない。

- (1) 事業の概況
  - (2) 経理の状況
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、流域下水道事業の経営状況を明らかにするため知事が必要と認める事項
- (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1. この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(特別会計の設置に関する条例の一部改正)

2. 特別会計の設置に関する条例（昭和39年香川県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(沿岸漁業改善資金特別会計) 第11条 略	(沿岸漁業改善資金特別会計) 第11条 略  <u>(流域下水道事業特別会計)</u> <u>第12条 流域下水道事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、流域下水道事業特別会計を設置する。</u>
(駐車場事業特別会計) <u>第12条 略</u>	(駐車場事業特別会計) <u>第13条 略</u>
<u>第13条～第17条 略</u>	<u>第14条～第18条 略</u>

(香川県流域下水道条例の一部改正)

3. 香川県流域下水道条例（昭和58年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<u>香川県流域下水道の構造の技術上の基準等に関する条例</u>  (趣旨) 第1条 この条例は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。） <u>第25条の18第1項において準用する法第7条第2項及び第21条第2項の規定に基づき、流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理</u> に関し必要な事項を定めるものとする。	香川県流域下水道条例  (趣旨) 第1条 この条例は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。） <u>及び法に基づく命令に定めるもののほか、流域下水道の設置その他の管理</u> に関し必要な事項を定めるものとする。  <u>(設置)</u>

第2条 流域下水道を次の表のとおり設置する。

名 称	処 理 区	流域関連公共下水道の処理区域の存する市町
中讃流域下水道	大東川処理区	丸龜市、坂出市、宇多津町、綾川町
	金倉川処理区	善通寺市、琴平町、多度津町、まんのう町

(流域下水道の構造の技術上の基準)

第2条 法第25条の18第1項において準用する法第7条第2項に規定する条例で定める流域下水道の構造の技術上の基準は、次条から第6条までに定めるところによる。

(排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準)

第3条 排水施設及び処理施設（これを補完する施設を含む。以下同じ。）に共通する構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

(1)～(5) 略

(排水施設の構造の技術上の基準)

第4条 排水施設の構造の技術上の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1)～(5) 略

(処理施設の構造の技術上の基準)

第5条 第3条に定めるもののほか、処理施設（終末処理場であるものに限る。以下同じ。）の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

第6条・第7条 略

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

(流域下水道の構造の基準)

第3条 法第25条の18第1項において準用する法第7条第2項に規定する条例で定める流域下水道の構造の基準は、次条から第7条までに定めるところによる。

(排水施設及び処理施設に共通する構造の基準)

第4条 排水施設及び処理施設（これを補完する施設を含む。以下同じ。）に共通する構造の基準は、次のとおりとする。

(1)～(5) 略

(排水施設の構造の基準)

第5条 排水施設の構造の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1)～(5) 略

(処理施設の構造の基準)

第6条 第4条に定めるもののほか、処理施設（終末処理場であるものに限る。以下同じ。）の構造の基準は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

第7条・第8条 略

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、流域下水道の管理に関し必要な事項は、知事が定める。